平成16年 1 月15日

第7回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:40)

森田会長 定刻を少々過ぎましたけれども、第7回「文の京」の区民憲章を考える区民会議を 開会いたします。

最初に委員のご出欠でございますけれども、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 改めまして、こんばんは。寒い中をお疲れさまです。

本日、菅沼委員、村松委員、高北委員、仲田委員、須藤委員、山田委員、伊藤委員がご都合によりご欠席となってございます。出欠は以上です。

森田会長 では、引き続いて資料の説明等を事務局の方からお願いいたします。

久住幹事 お手元にございます資料について、事務局の方からご説明させていただきます。本日は、ちょっと資料が多いのですが、上から「文の京」の区民憲章を考える区民会議次第でございます。

それから次の資料第16号につきましては、前回行いました12月11日の区民会議の中で、目次の み皆様方にお示しをしてございます。目次に添えまして、例えばこういうような案が入るのでは ないかということで、小委員会をその後開催しましたので、1ページというふうに書いてござい ますページから、19ページまでのものを資料第16号として小委員会にお示ししたものとなってご ざいます。

若干経過をご報告いたしますと、第6回会議の後の12月18日、それから年が明けまして本年1月8日、2回の小委員会を行いました。小委員会では、16号の目次に添いまして小委員会の公募区民の皆様方に原案作成の分担をしていただきました。それで、こういう文言を入れた方がいいということでご提案をいただきました。それをまとめましたのを資料第17号ということで、調製をいたしました。目次のところの前の方に、それぞれ分担をされた委員のお名前を記入してございます。

それから、資料第18号ですが、2回の小委員会で盛り込む内容、それから方向性についての議論をいたしました。それから、こちらのスケルトンといいますか、目次についても入り繰りを少しした方がいいのではないかということで、小委員会の意見をもとに、事務局で18号として、原案ということでまとめました。

それから、19号ですが、こちらにつきましては、小委員会の分担をいたしました皆様方からい ただきました意見をそのまま載せたものとなってございます。

それから、本日の最後の資料、資料第21号ということで、A 4 横長のものなんですが、本日ご議論いただくときに、この18号の中身についてご議論いただくわけですが、なかなか18号の文言そのものになりますと、どの点が議論の中心になるのかということが不鮮明な部分もございますので、事務局の方で、目次、項目に添って、条例に盛り込む内容についてはこれとこれであるということでポイントを絞りまして、小委員会で議論になりました、もしくは小委員会の委員の皆

様方からいただいた検討すべき事項について、一番右の欄にまとめたものとして、検討資料ということで21号として調製してございます。

それから、資料20号というのがございます。資料20号につきましては、今までの条例案の目次を左から16号、17号、18号ということで並べたものでございます。17号につきましては、各委員からご提案があったもの、それから小委員会の中で、若干重複等があるので、その項目を整理してすっきりさせた方がいいのではないかということで、18号に項目を整理したものの一覧となってございます。

事務局の方からは資料のご説明として以上でございます。

森田会長 ありがとうございました。

それでは、きょうは資料がたくさんございますけれども、お手元の次第に基づいて議論を進め させていただきたいと思います。

まず、議題の2ですけれども、第7回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録について ということで、これについてまず事務局の方からご説明お願いいたします。

久住幹事 前回の会議録については、現在調整中でございます。本日お示しできませんで申しわけございません。来週の前半を目途に委員の皆様方の方に会議録の原案として郵送させていただきますので、ご検討いただければと思います。以上です。

森田会長 アンケートの方はいかがですか。

久住幹事 それから、アンケートをいただいてございますので、ご紹介させていただきます。

12月11日、前回のアンケートでございます。まず、だれにもわかりやすく、また理解される表現をすることが大切な点と思うということ。

それから、協働の場での合意形成の仕組み、区の政策形成における区民参加の枠組みづくりに ついては、ぜひ取り組まれた方がよいと思うということ。

3点目として、区議会の責務については、ぜひ区民会議で明確な表現でまとめるべきと思います。特に議員には政策形成能力が問われているとも思いますということ。

それから、会議運営につきましては、新公共経営の理念は歴史が浅く、恒久的に生きる言葉や概念ではないと考えます。効率と公共のバランスも重要と思いますというご意見をいただいてございます。

アンケートについては以上でございます。

森田会長 参考にさせていただきたいと思います。それでは次に、次第の第3の項目に当たりますけれども、区民会議小委員会における検討についてということで、これについて事務局からご説明お願いいたします。

久住幹事 前回12月11日に本委員会を行ったあと、12月18日に第1回の小委員会、それから先ほどお伝えしましたように、1月8日に第2回の小委員会と、これまで2回の小委員会を行って、

まとめ案の起草を行ってまいりました。先ほどご説明いたしました資料に沿って検討をしてきたものでございます。資料第21号に、本委員会の方に上げた方がいいということでまとめてございます。資料第21号には、主に定義ですとか、それから区民の役割・責務に何を盛り込むべきであるのか、これは資料の21号の3ページに書いてあるところです。こういったことを議論するべきであるということで、基本的な方向に関してこういうような意見を述べたいということにつきましても、資料の中に盛り込んでございます。この資料を検討する中で見ていただければと思います。

それから、もう一つ大きな議論となりましたのが、ガバナンスという概念を、自治基本条例、 文京区の区民憲章の基本的な考え方にしていこうということは合意を得ているところなんですが、 このガバナンスの考え方、協働・協治の推進というものを、どのように条例案として盛り込んで いくのかどうかということについて、若干議論がございました。資料第21号の6ページ以降、7 ページまでが、その部分の議論でございます。後で議論をしていただくことになると思いますけ れども、例えば、区民の参加が努力義務なのか、それともできるという規定で落としていくのか どうか、そういったことがこちらの本委員会の方で検討いただくべきであるということで、議論 の方向性を示してございます。

それから、もう一点につきましては、資料第20号でお示しいたしましたように、条例項目につきましては若干重複が感じられるということで、一番右の方に、項目整理をしてございます。大きく変わったところは、第7章のところが、やはり協働・協治というふうにした場合に、第7章にある程度項目を整理をして、重複した感じがないような形でするということと、それから第7章の協働・協治をメインということで、そこを浮き立たせるといいますか、強調するような形の項目立てをした方がいいのではないかというご議論がございました。ここにつきましてはこの委員会で検討してございませんので、あくまで小委員会の提案ということでまとめてございますので、本日この項目立てがよいのかどうかということでご議論いただきたいと思います。本日の、小委員会から引き継ぎました議論につきましては、その2点が主な検討項目というふうにご理解いただければと思います。

細かくは各委員の方、それから斎藤先生にもご出席いただきましたので、補足等がございましたらば、各委員、それから斎藤先生の方からご指摘いただければと思います。

事務局の方からは以上でございます。

森田会長 ありがとうございました。

それでは、この次第の4の、「文の京」の区民憲章を考える区民会議の中間まとめについてという部分ですけれども、今、ご説明がありましたけれども、もう少し中身について言いますと、(1)から(4)まで4つの項目があるわけで、これの進め方はもう今お話いただいたということでよろしいんでしょうか。

久住幹事 事務局としてはそういう形で思ってございます。

森田会長 それでよろしゅうございますでしょうか。私も小委員会に参加しておりませんし、 今井委員も参加されておりませんので、小委員会でのご議論をもう一度ということではなく、今 度は本委員会の方でしていただければというふうに思っております。

第20号の説明はもう少ししていただけますでしょうか。

久住幹事 資料20号、縦長のものについて、事務局の方からご説明させていただきます。今ご 説明したとおりの章立てというか、レイアウトになってございます。

資料第16号につきましては、前回皆様方に条例項目としてお示ししたものです。この中で、新たな協働・協治の社会、ガバナンスをこういうような形で概念として示したらどうかということで、提案をしたんですが、この辺の新たな協働・協治というあたりの文言そのものが、ガバナンスという言葉を的確に表しているのかどうなのかというようなご議論もございました。

それと、16号の第2章の基本理念のところで、協働・協治の原則をうたっていることと、第7章での協働・協治の原則というのが重複しているのではないか、それをもう少しすっきりしたような形で、一本の条例として通した方がいいのではないかというようなご議論がございました。17号につきましては、あくまで16号をベースとして委員の方に分担をして書いてきていただきましたので、それほど16号と17号の差はございませんが、若干その重複の感じがあったということで、条例の項目そのもののタイトルが若干変わってございます。第2回の小委員会の中で、17号に沿って議論をしたんですが、委員の中から、17号の7章、特に7章、8章ですね、その辺を第7章としてまとめることが一つ、それから、第7章と第2章の基本理念の整理をすることを大きな柱といたしまして、資料第18号として小委員会の方で確認をして、きょうお諮りすることになったものでございます。

大きなこととしまして、基本理念のところで協働・協治という項目を起こして、2章の1節の1、協働・協治の実現ということを基本理念として一つは示していこう。それから、基本原則の中に3つの柱を立てて、自己決定・自己責任の原則、情報共有の原則、対等な立場の尊重という3本柱で基本理念をまとめてはどうか。

それから、第7章として新たに整理をして、ガバナンスというのを、協働・協治という言葉で示していこうということで、協働・協治の推進を第7章としてまとめてみてはどうかということでございます。

第7章につきましては、5節立てといたしまして、各主体の協力の中に、各主体が相互に信頼をしていこう。それから相互に調整をしていこう。それから各主体の社会資源を有効に活用していこうという3本目の柱。それから、各主体の参画について、参画の原則ですとか、各主体といいましても、区が一番大きなセクターといいますか、団体となってありますので、区への政策形成実施評価への参加、区政への参加を一つの柱、それから区への意見表明手続、これにつきまし

ては、一般にパブリックコメント制度というような形で言われているものを盛り込もう。それからもう一つは、区への事業提案ということで、こういうような事業を行うべきであるという提案制度を盛り込むべきであるということ。それからもう一つは、7章の2節の5といたしまして、区だけではなくて、各主体、例えば地域活動団体ですとかNP 相互に活動に参画し合うこと、そういったことも一つの柱として大きく位置づけた方がいいのではないかということで5本の柱を立ててございます。

3節といたしましては、意思表明ということが参画の大前提にあるだろうということで意思表明の原則、それから、意思の表明ということでは、これは法律に規定してあるんですが、選挙投票による意思の表明というのも改めてここでその大事さをうたってもいいのではないか。それからもう一つの柱として、8章にありました住民投票というのは一つの意思の表明であろうということで、ここの中に盛り込んではどうかということで整理をしてございます。

それから4節として、情報の共有、参加の前提となる情報の共有を情報共有の原則、情報の公開をしていく、この情報の公開につきましては、各主体も個人情報に配慮しながら、自分たちの活動を広く一般に広めていく、公開していくことも大事なのではないかという議論がありました。

それに伴って、積極的に情報を公開するだけではなくて、さまざまな主体がみずからのことについて広く説明をしていくんだということで、説明責任の原則というものも大きな柱になるのではないか。それから最後に、協働・協治をどのように推進をしていくのか、推進の体制を築くべきだろうということで、協働・協治の推進委員会、そのような形のものを持つべきであるということ。それから、文京区だけではなく、区の外の人々との連携を進める中で、こういった協働・協治の考え方を広く進めていくべきではないかということで整理をしてございます。

第5章が区議会の責務なんですが、ここにつきましては何回かこの会議でもご報告しているとおり、現在区議会の方で検討されています。ただ、区民委員の方からは、参加した以上、区民の区議会についての規定についてもぜひ提案をしたいというご意見がございましたので、参考意見というような位置づけとして、報告書に盛り込んでいってはいかがかということで、第18号の項目立てを整理したものでございます。

ちょっと長くなりまして申しわけございません。

森田会長 ありがとうございました。

まず条例の項目について整理をするということでございますけれども、小委員会でご議論され た皆様、それについてもう少し解説をしてくださるか、あるいはご意見があればどうぞ。

この項目だけ見ますと、16号、17号と18号で、特に7章に関しては少し整理の仕方も変わっているかなという気がしますが。

斎藤副会長 資料18号で項目、あるいは全体の構成に関してどう変わったかということについて、若干小委員会の座長として補足説明をさせていただきます。小委員会の委員の方々が、第2

回の小委員会で事務局の方にその取りまとめを付託して今日これが出てきているわけですから、 それについてなお、こういうまとめ方についてこういう意見があるというのは、自由に小委員会 委員の方からも発言はいただきたい、それを留保した上での話です。

一つには、これは繰り返しになりますけれども、16号の目次立てにおいては、まずその基本原理、第2章の基本理念と第7章の新たな協働・協治の社会のところで、もう一度その協働・協治の原則というのが出てくるのがどうも重複しているんではないか、メリハリがはっきりしないという意見が強かったものですから、18号の方を見ていただきますと、基本理念の方はより大きな方向性といいますか、まさに基本理念ということで4本の柱を立てています。その中で一番中心になるのが協働・協治の推進、実現ということですから、それは1節ということで、別扱いにして、その協働・協治の実現を支える、あるいはそれの前提となるような基本原則を、節を別にして3つ立てました。ここはあくまで一般的な原理原則のお話ということになります。

7章の方は、それに対してメリハリをつけて、よりはっきり方向性を示すために、では具体的に協働・協治の実現というのが、どういうふうになっていくのかということで、協働・協治の推進となっております。より具体的なあり方、例えば各主体、区役所もあればNP もあれば町内会もある。それぞれ相互の関係についてどういうふうに構築していくのかということで協力、参画、意見の表明、情報の共有、それから推進体制があります。その第5節の推進体制につきましては、第2回の小委員会の場で、やはりこういった基本条例をその後の施策に実現していくためには、そういった恒常的な取り組み、もちろんそれは別に行政が主体になるという意味ではなくて、それこそ各主体が参画するような形での委員会が必要だというので、それが7章5節の1というのが新たに加わっております。

それから7章について、16号、17号との違いが大きいのは具体的にしたというだけではなくて、第17号の真ん中の第7章の2節、3節を見ていただきますと、区民等と区政ということで、自治体政府と区民の協働のあり方というのと、それ以外の主体、区民、NP 、自治体等の相互関係というのは、17号では別立てになっているわけですが、それを、それぞれがより協働、対等な立場になって、お互いに具体的にどういうことをやるのかと、それぞれに共通するルールなり、具体的なあり方があるのではないかというので、両方を、第7章の中では全体として、節では区別せずに、1、2、3、4、5と、全体にかかわることとして規定し直しています。

ただしそうしますと、ではせっかく17号の3節で入れた各主体同士の、自治体政府としての区役所以外の各主体の関係のあり方、それから協働・協治の推進の仕方、これがこの区民会議で縷々検討している中での一つの目玉でありましたが、従来の先行する自治体の基本条例では、どうしても自治体政府と区民との間の関係というのが中心になっているのに対して、より中間的な領域も取り込んでいこうということでありましたから、それもはめ込んでいるということになります。その上で、先ほど事務局の方から説明がありましたように、自治体政府がその中で大きな

役割を担い、しかもそこへの参画は重要ですから、それが各節の中で具体的にはもう一度出てくる。区への事業提案制度等々ということで出てくるということになりました。

小委員会の議論の中で、そういうふうに協働・協治の推進ということで具体的に考えてきますと、次に大きな問題というか、大きな論点になりますが、16号、17号では、第8章として、住民投票ということで大きな章立てとして扱っていた住民投票について、これはむしろ参画の一手段、しかも、主としては自治体政府に対する参画のあり方ですから、第7章の中に統合した方がいいのではないかという考え方、小委員会の中で出てきた考え方に基づいてこういう7章の中に入れ込むということになっています。

それから第9章、これはさまざまな広い意味での文京区の外との連携について、これも独立の章立てをしていたのですが、これも具体的な協働・協治の推進の中にむしろ落とし込む。大きさからいってもそういうことになるのではないか。そういう見解です。小委員会で2回の検討を行ったわけですが、もちろん細部まで完全な一致を見ているというわけではございませんが、それに基づいて第7章を構成したということになります。

以上です。

森田会長 ありがとうございました。

小委員会に参加していらっしゃらない委員の方は、ご質問等、ご意見等ございますか。

小委員会のメンバーの方も、何か、今の斎藤委員のご発言に補足するところ等ございましたら お願いいたします。

今井委員 非常にわかりやすくなると思います。

森田会長 ほかの方はいかがでしょう。大体そういう柱立てということで、これはまた細かい 細目につきましては、まだ多少は異動があるんでしょうか。

斎藤副会長 それは当然あると思います。

森田会長 私は参加しなかったのですが、新しい切り口で第7章が整理されたかなと思いますけれども、例えば情報の共有というのは順番からいうともう少し早い方がいいのかなということとか、まず最初に精神の話があって、情報の共有があって、参画があって、意思表明があってという方が並びはいいのかなという感じがします。

松本委員 お正月に難しい問題で勉強させてもらいました。日本国憲法から始まりまして、住民投票に関してもいろいろなところの地域のものを読ませてもらって、漢字とか活字は好きな方なのですが、現実と大分離れているなとか、住民投票は結局は役に立たないのではないかとがっかりしたりしながら、いろいろ考えて一生懸命つくりました。聞くところによると、ほかの公募委員の皆さん方も苦労したという話でしたので、ぜひ森田先生にこの内容についてご意見があったら教えていただきたいと思います。

もう一つ、やはりどう考えてもこの第5章を参考資料みたいな形にされちゃうのは、小委員会

ではそういう話は出ていなかったかと思うので、ちょっとその件に関してちょっと抵抗させていただきたい。やはりこれは私たちは、ぜひ私たちの意見をその中に組み込んだ形で、参考ではなくて読んでいただきたい。心ある議員の方は、本当に快くこれを受けとめてくれると思います。むしろこれをたたき台にして利用していただきたい。ご検討いただきたいと思います。

森田会長 後者の点については、18号の整理は事務局の方でやられたということですので、第5章の扱いについてコメントをお願いいたします。

久住幹事 基本的に議会への報告事項ということで、議会に全部報告をしているんですが、 議会運営委員会の方で議会の活性化について取り組むので、議会部分については議論をしないと いうことになっています。地方分権の小委員会というところでこちらの報告をしているんですが、 地方分権の小委員会では、議会の規定についての議論はしない。その他について報告をするとい うことす。4月に議員の改選がありまして、新しい区議会の中でこういう仕切りになってござい ます。

ただ、松本委員のおっしゃるような形で、区民の方のご意見はぜひ、お伝えをしたいという気持ちは持ってございます。そういう仕切りの中で、資料第18号をこんなような形で、これから区民会議の中間のまとめ、さらに最終のまとめということで、調整をしていくような形のイメージになると思っております。5章が区議会の責務ということで、条例の中には区議会の責務は明確に入れるべきだというふうに思ってございます。ただ、ここの5章の部分は空欄になっております。同じものを参考意見として、目次の3ページのところに入れております。

内容的には、25ページをおめくりいただければ、参考意見というような形でくくってはありますけれども、ぜひ皆様方には、こちらのところについても検討いただいて、報告書として議会も含めたものになるというような形になればと思います。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。

松本委員 つくられた藤原委員はどうですか。

藤原委員 どうして地方分権の小委員会というところでは、議会に関しては検討しないという ふうに決めたのかという辺がちょっと納得いかない気もするんですけれども。

久住幹事 前の青い冊子の方の中に、議会の規定というところが、32ページあたりにあると思うんですが、そちらの中で、議会はご存じのとおり二元代表制の一つのものですので、議会の自律性の観点から、議会の項目については、独自に判断され、検討されるべきことだと考えますというような仕切りになっております。議会の規定について地方分権推進委員会の報告書の方向等々については述べてありますので、多分議会についてはそこで参考にしていただいているんだろうなというふうに思います。そういう意味では杉並区等、自治基本条例の一つの限界というのはこの辺、議会との関係が一つあるのかなという、二元代表制をとっているというところからすれば、議会の中で決めていかれるのがいいんじゃないかなという仕切りをしているものです。今

回の区民憲章区民会議についてもそういう仕切りの中でやっていきたいと考えています。

ただ、区民の方が議会についての思いをお伝えをしていくということについては、参考意見な り何なりということでお示しをしていくということについてはお伝えをしているところです。

藤原委員 区議会というのは、もう既に選挙で選ばれているということで、代表しているというふうになっているから、区民の意見を改めて聞かなくてもいいということなんですか。

斎藤副会長 いや、それは現在のいろいろと議会の活性化について、まさに小委員会のご提案にあるように、間接民主制で選ばれてた代表制であるから、それ以外にはクローズとなっていていい、閉じていていいと、国のレベルでも地方のレベルでも考えられていないのが最近の動向です。一般論としてはそうです。

ただ、この問題、つまり議会の姿というか、それをどう考えるのかというのは、まさに議会の自律権という言葉がありますけれども、議会がより自発的に考えるべき事柄というか、その中核みたいな部分です。例えば環境政策とかまちづくりについてどういう提案をやっていくか。それは区長さんの部局でどういうことを考えているかとか、議会がどう考えているか、そこに住民の意見をどう反映させるかという、そういう個別の問題じゃなくて、まさに議会そのものをどう構成していくかという話ですから。それで恐らく組織の点でも、それに対応する委員会の点でも、そういった政策に関する分権の委員会と議会そのものにかかわることは分けて、その後者については議会の方がいわば提案していくのだというような姿を、文京区の区議会でおとりになっているということなんでしょう。それに対してこの区民会議がどういうふうに発信していくのか、それはもちろんほかの章立てと同じような形で案という形で出すというのは、それはできますけれども、それは議会が本来その視点から考えるべきことなんだからという考え方です。

もちろんそれで、議会の方で、この区民会議の方で考えたものとかなり異なった方向が出てきたり、あるいはどうだろうかというのが出てきた場合には、もちろんこれはこれで公の資料としてあるわけですから、これと、その議会が出してきた案と、皆さん、区民の人々も含めて比較して、そこでまた議論ができるということなのではないですか。

藤原委員 なるほど。

沼沢委員 自治体と国とは違うところはあるんですけれども、議決機関と執行機関ということでいうと、国の場合は国会と内閣ですね。言ってみれば、我々は内閣、区長は内閣総理大臣で、内閣総理大臣にこういうことを検討してくれと言われて、我々はやっているわけなんです。執行機関の側の中での検討であることは間違いないです。自治体とは違うんですが、国の場合に、内閣総理大臣から、こういうことを検討してくれと頼まれたところが、その一部として国会のあり方みたいなことを、こうあるべきじゃないかというふうに論ずるのと同じようなことを論ずるわけですね。そうすると、執行機関と議決機関と、大きく相互に牽制する構図の中では、一定のルールがあるんじゃないかなというのが私の考えです。一方で、議会は執行機関のチェック機関で

すから、議会側から執行機関をチェックする、いろいろな場面でいろいろな意見を言うというのは、これは余り抑制的ではなくてもいいんじゃないかというのが大勢のような気がするんです。

しかし一方で、区民の皆さんはまた主権者であるということで、この場を離れれば、議会に対しては自由に意見を言えるわけなんです。そういう構図の中にあるので、皆さん方は、区長の執行機関である区長から頼まれて検討しているという構図と、一方で区民自身であるという、主権者であるというところで二重の性格を持っているものだから、ややこういうところにくると悩まれるのかもしれません。

松本委員 今日は内容についてもっと話ができた方がいいのかなとも思いますので、参考資料にする件に関しては、私ももうちょっと勉強させていただいてからと思います。保留というのはどうなんでしょうか。

森田会長 参考意見という4文字を入れるか入れないかの話だと思いますが、要するに、首長さんの方も議会の方も両方とも区民を代表しているということになっています。この区民憲章自体は一種の区の憲法みたいなものだとしますと、全部にかかわるわけですから、どちらがおつくりになってもいいはずです。それで、区長さんの側が区議会の方も全部カバーしたものをつくってもいいではないかということになりますと、確かに参考意見にしなくてもいいんじゃないかというご議論もあろうかと思います。他方におきましては、区議会の方もこういう区民憲章を検討される場をおつくりになっても構わないわけですよね。これは国の場合は憲法調査会というのが国会におかれていて内閣にありませんし、そういう観点からしますと、だれがつくってもいいわけですが、つくる内容については全部カバーをしてもいいのではないか。そういうものだと思います。

ただ、それは両方で違うものをつくってどっちがいいのとかという対立関係になると、これは また非常に難しいことになります。

藤原委員 でもそういうことを言っていて協働なんてできるのかなという、不信感が出ますよね、やはり。

森田会長 議会の方がご検討されるならば、そちらはそちらでお考えいただいて、我々はこう 考えますよ。そこはお互いにすり合わせということを考えるならば、形は少しソフトに、しかし、 考え方としてはこういうものですよというというのもあり得るかなと思います。

藤原委員 考えようによっては議会にとってはすべてが参考意見ですから。

森田会長 ただ形式の問題ですから、一応こういう形で参考意見にしてはどうかということです。

松本委員 まずそこがよくわかっていないから、ちょっと勉強させていただきます。

久住幹事 森田先生がまとめていただいた趣旨そのものなんですが、言葉足らずで申しわけなかったかなと思いますけれども、要するに参考意見という4文字を入れるかどうかということだ

けの性格の話として考えていただければと思います。

森田会長 そういうことだと思います。

また、7章の中に選挙投票による意思表明というのがありまして、考えようによっては議会に とっても影響が及ぶことも書いてございますね。

ここは、区政全体にかかわることを書いていいと思いますが、同じように考え、提案する権利 は議会にもあるわけですから、建設的に進めるという配慮も必要かなと思います。

内容、項目についてはいかがでしょうか。選挙投票による意思表明という、余り今まで見なかったような項目も入っておりますし、もう一つ言いますと、情報の共有というのが、執行機関の責務のところと協働・協治の推進のところと両方に入っています。これもそれぞれ違うことを書いているのか、重要なことだから2カ所で書いておくのか、あるいは重複しているのかと、そういう意味での調整もまだあり得るかと思います。これは先ほどもありましたように、大変に豊富な情報量が入っております資料です。一応項目としては、特に7章の組みかえと、先ほどお話がございましたように2章の方へ、基本原則の方を移しておくということで、そこで重複をなくして、7章の方の切り口を変えたというお話だと思いますが、その辺についてはよろしゅうございますでしょうか。また、今後、多少の項目の移動あると思いますが、柱立てそのものを大きく変えるということになりますと議論が先に進まないということだと思います。よろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、今度はそれぞれ一応こういう項目を立てた中で、今、重複があるということも申し上げましたが、どういう要素、キーワードを入れていくかというのが重要になるかと思います。キーワードをどういう形で説明して表現していくかというのがその次の話になると思います。表現の問題に入りますとなかなか進みにくいと思いますので、まず、そのキーワードについての確認です。次第でいいますと4の(2)の盛り込むべき内容の検討確認というところに入らせていただきたいと思います。これにつきましては資料21がその材料になるかと思います。これは事務局の方でもう少しご説明いただけますでしょうか。

久住幹事 改めまして資料第21号と18号の性格をあわせてご説明いたします。21号と18号を並べて見ていただければ一番わかりやすいと思います。本来ですと、18号に沿って一つずつ項目、それから文言ということで整理をしていくのが一番いいと思いますが、文言の問題になってしまいますと、言葉じりの問題等々が目についてしまって、なかなか議論が進んでいかないということもございますので、何を中心に盛り込んでいくのかというキーワードを、18号のエッセンスとして、事務局の責任で、21号の真ん中、条文に盛り込む主な内容ということで抽出をし、整理をしたものでございます。

左側に書いてあります項目については、18号そのものの項目立てをしてございます。右手一番端の基本的な考え方、検討すべき事項ということにつきましては、小委員会で、例えば1ページ

の定義のところでは、地域活動団体、非営利活動団体ということが仮置きしてあるんですが、右の基本的な考え方では、地域活動団体と非営利活動団体の違いは何なのか、明確に定義を分ける必要があるのか否かについてやはり確認をしておくべきであると提起しています。

それからもう一つは、市民団体とは何なのかという確認と、市民団体と公益法人とはどのような違いがあって、明確に分ける必要があるのかないのか、その辺について整理をした方がいいのではないか。それを21号にエッセンスとして書いてございます。

資料21号の3ページのところでは、例えば3章の区民の権利・責務についてはどのような権利を設定をし、どのような責務を設定をするのかということで該当するものを丸で示してございます。この丸が果たして要るのか要らないのか。過不足があるのかないのかということです。

それからもう一つは、この権利及び責務を規定した資料第16号、18号ですが、こちらについて、 さらなる権利として盛り込むものがあるのか、それから責務として盛り込むものがあるのか、も しくは削除するものがあるのか、という議論をいただければと思います。

それから、一番最後のページですが、このような形でずっと調製をしたものですが、7ページの住民投票、それから協働・協治の体制というところで、大きく議論のなかったところについては右端は空欄となってございます。

それからその他といたしまして、18号以外の論点があれば、こちらの表で新たにこれについて 盛り込むべきであるというご議論をいただければその他のところに書き加えていただきながら、 中間報告の方に反映をさせていきたいというふうに考えてございます。

21号の説明については、事務局の方からは以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

ただ、これはキーワードですので、場合によっては少しずつ、特に右側に検討事項があるようなことについては、少し押さえていった方がいいかなとも思います。

斎藤副会長 小委員会の議論で、結論的なところまで至らなかったことが右に載っているわけですが、一つここで詰められればと思うのは、地域活動団体です。非営利活動団体というのを分ける。どういう趣旨に基づいてどう分けるのかというのが、1ページの右側 です。それは何と関連するかといいますと、3ページで、それぞれの団体の権利と責務を書くわけですが、そこでも地域活動団体、非営利活動団体で、丸がついているのとついていないのがあります。それぞれ現在ある代表的なものの典型を念頭に置いていますので、小委員会での議論では、例えば地域活動団体の現状だと、公的サービスを担う、公的サービスといってもいろいろなものがあると思いますが、ストレートに参画するというはどうも難しいんじゃないかというような意見がございました。それに対して責務のところで、公的サービスと、左に書いてある地域福祉の推進というのも多少重複もあるのですが、どちらかというと地域福祉の推進、そっちの方を重点的に担っていったらどうだということがあって、一応の仕分けはあるんですが、基本条例として書く場合に書

き切れるのか。むしろそういったものは包括して考えるべきなのか、それともやはり基本的な発想なり、原理なりが地域活動団体、現在の自治会町内会のようなものとNP 法人とかボランティア団体というのは違うので、これはやはり書き分けるべきではないかという、この辺の少しご意見をもう少しいただいた上でということになろうかと思います。

森田会長 では、まず最初その辺から少しご議論いただきましょうか。

松本委員 前から何となく違和感があったんですけれども、地域活動団体も非営利活動団体も 事業者もみんな区民ではあるわけですね。だからこういうふうに書いちゃうと、何となく別立て に見えないかというようなことが一つありました。

それから、区民のところの定義として、区内に住み、働き、学びというふうに書いてありますが、誤解されないように、区内に住む、働く、学ぶというふうにした方がよいのではないでしょうか。

名方委員 この議論をすると、かなり根本的な議論になると思うんですけれども、まずは区民がどうかという議論を、前もかなり言いましたね。私は市民の方がいいんじゃないかという議論をずっとしたいわけですけれども、これは区民になっている。だからその議論はちょっと置いておきまして、ここの問題なんですけれども、本来いろいろな団体があって、全部区分けする必要は全くないと思うんです。一つの団体として、それはアメリカなんかだと全く区別はない。ただ、日本の場合は現実でいうと、ここは、3章は私が書けというんで書いたんであえて言いますけれども、実際資料18号の中の、10ページ、11ページ、12ページぐらいを見ていただくとわかるんですが、括弧として、例えば10ページの3・2・1には、地域活動団体とは、(町会や商店会など伝統的な組織から新たなマンションの自治会まで含む様々な文京区で自主的に活動するという組織であり)という位置づけは一応してみたんです。それから、次の11ページところに、今度は3・3・1ですけれども、非営利活動団体とは、(社会福祉法人や特定非営利活動法人等であり)という言い方をして、ついでに言えば、12ページのところに事業者というところで、これもあいまいだったんで、(株式会社等の営利活動法人である)というふうにした。これがいいかどうかわかりませんけれども、こういうふうにきちっと定義をしていけばいいのかなというのがあります。

それで、あえて、僕はNP の立場からいえば、ここは非常に、ここだけは私は固執するところでいくと、これをどう書けるかによって全部決まると思うんですけれども、あえて書いたんです。この3-3-1。本当はこれは黙ってこのまま通ればいいなと思っていたんですけれども、議論になっちゃうんですが、3-3-1の一番最後です。「非営利活動団体は、協働・協治の考え方に基づき、協働・協治の地域社会を創造する主体として、従来の公的サービスを担うことに参画する権利を有する」と、こう入れたわけです。同時に、責務にしても、責務は3-3-2のところの一番最後に、「非営利活動団体は協働・協治の考え方に基づき、公的サービス等の地域

社会を担う主体として」云々と入れたわけです。

これはやはり今後、今公設民営とかいろいろな動きが文京区も出ていますけれども、だれが担えるのかといったときに、本来は町会が担ってもいいんですけれども、なぜではNP とか事業体がやるべきかといったときに、要するにアカウンタビリティがあるかないかといった議論になったわけです。議論というかそういうふうに言ったわけですけれども、要は、NP ですと全部バランスシートも出しているし、PLも出しているし、もうオープンに出して、ですから逆に言えば、どういうふうな数字になっているかというのは明解なんです。それを毎年出している。赤字だろうが黒字だろうが。企業も当然そうですね。ところが、いわゆる任意団体というのは、必ずしもそんな必要はないと。僕も任意団体に幾つか入っていますけれども、例えば高校の同窓会とか自治会みたいなところは、もちろんちゃんとやっているところもありますけれども。

我々文京区の茗荷谷地区何か見ていても、結構町会が、きちっとNP 団体化しているんです。 それでだれでも加わってくださいというふうな形になってきたんで、むしろそういう文京区の中でそういう意図があるならば、あえてこのぐらいのことを言って、文京区としてはこう考えるんだよということを言ってもいいのかなという感じがしたものですから、こういう分け方で、公的サービスについて、事業者であるとか、非営利活動団体がやるんだよということを出せば、これは文京区の一つの、憲章としての特色になるのかなということで、あえて入れたということなんですけれども。

藤原委員 例えば今までの町会ですとか、その他の地域の任意団体というのでは、今までのままで、そういうふうに余り公開しない状態のままでいいというわけではないわけですよね。そうすると、もしそちらの方も担えるようになってくるということを考えると、公的サービスとかを分ける必要がなくなると思うんです。

名方委員 いや、だからおっしゃるとおりなんです。だからそのときに、要するに組織形態の問題だと思うんです。例えば、区だったらみんな選挙に選ばれてみんなその人が代議員だとなっていますよね。ですからNP も企業と同じですから、毎回総会をして、その会員に選挙に選ばれて、それによってと、きちっと明確になっています。

町会というのももちろんそうはなっているとは思いますけれども、僕の印象では、どっちかというと、一つは上意下達で、昔の隣組的な発想がある。それでもいいと思うんです。うまくいけば。そういうことを考えたときに、今後のことを考えたときに、どちらがより広くここで書くような公的サービスを担えるかといったときには、公的サービスというと、やはり社会性であるとか継続性とかが問われますから、もちろん町会も社会性も継続性もあるんだけれども、オープン性みたいなところで僕は非常に疑問に思うので、ですから町会さんがそういう形になっていけば一番いいんじゃないかというふうに、個人的には思います。そこが大きな違いがあるんじゃないかというふうに。

藤原委員 そうすると、何も分ける必要がないわけですよね。まだそこに至らない団体か、そ こに至った団体かという差だけになってしまいますよね。

名方委員 それはそうです。

藤原委員 そうすると、わざわざ枠組みをつくって、地域活動団体というふうに権利、責務を 別につくるという必要がないように思うんですけれども。いかがでしょう。

森田会長 今井委員。その辺いかがですか。同じ、団体を代表されている立場からいたしますと。

今井委員 私は文京区の組織的に、町会というのは残っているんですけれども、あまり町会というのが組織的に文京区の中で動いていないような気がするんですけれども。これをもっと明確にして、もっともっと文京区の中の組織の一つとして活用していいんじゃないのかなと思っているんです。NP などいろいろ最近も多く出ておりますけれども、ちょっとまだはっきりけじめがついていないような感じが僕はしているんですよ。そんなことで、もう少し町会を、もう少し全体に活用すればいいのではないかと思います。

名方委員 もっと明確にして、オープンにして。

斎藤副会長 その辺は、これは小委員会でも申し上げたんですが、両方、将来的には重複して くるということはあり得るんですね。現在でも日本の各地であるんですが、ここでいえば自治会 のようなものが、同時にNP の資格を取得しているようなところあります。ただ、現在の活動 をベースに、それぞれどう改善すべきことがあるか。それを書き込む場合に、NPを対象に書 き込むべきことと、やはり地縁による団体、町内会でこうあるべしということは、何かやはり少 し差があるのではないかという気がします。将来、両方の資格を取得するようなものが仮に出る としても、なお、その地域の方に根が張っているという、そこが非常に自治法においても確かに 扱いというか、すぱっと明確に分けられずに困る部分ではあります。区役所、あるいは政令市の 行政区というようなものであれば、これは完全に区域があるわけです。だれかはどこかの区域に 属している。必ずそこでの活動がある。それに対して町内会というのは、現在は、役所の下請け ではない。あくまで地盤は持っているけれども、やはりプライベートな活動である。それを、そ の自治法では地縁による団体という、余り法律用語としてはなじみのない言葉で表現しているん です。ただ、そこに何らか、より旧来的な地域に根差した活動というイメージがあるのでしょう か。ですからそれと、いろいろな個別の問題に対応するために、あるいは積極的にかかるべくつ くられる現代型のNP とは、やはり原理原則が何か違うところもあって、それを基本条例とし て表現するのか、それとも、もうそういった中での現状の違いというのは超えて協力していくん だということであれば、両方に共通する原則ですね、例えば平等取扱、オープンにしなくてはい けませんというようなことを書くのであれば、もう同じにしてしまうというのもあり得ると思い ます。

名方委員 町会の方が文京区では活動しています。だけども、いわゆるこれから一番多い2007年問題ではないですけれども、サラリーマンというか、いわゆる就業者の人たちは、町会に入るかというと入らないですよ。ですから、文京区として今後どこを育てていこうかと考えたら町会ももちろん、町会をNP 化するというのは一つの方向だけれども、やはりNP を育てていかないと、いわゆる公設民営であろうが、自立した市民が集まる本当の参画型社会なんていうのはできないと思うんです。ですから、あえて、ここは区民憲章なんだから、文京区としては、文京区の区民というのはプライドがあるし、いわゆる知的水準も高いし、それなりに自立した市民が多いんだから、NP を参画して、みずからが自分たちのやれることをやって、社会に貢献するんだと。そういうのがたくさん出てくるというのを推進させるという意味では、ぜひこういう言い方をして分けてもいいんじゃないかなというのが、NP 団体としては余り利権はありません。僕は町会も認めていますよ、活動ははるかに大きいからこそ逆に、憲章としてはそれぐらい言ってもいいんじゃないかという意見です。

森田会長 小委員会のメンバーでない立場から質問をさせていただきますと、一つはやはりこの憲章というのは、かなり基本的なことを書くわけですし、これをベースにしてほかの条例であるとかほかの政策が考えられるということになると、余り細かいことをきっちり書いてしまいますと、将来的にいろいろ縛りになる可能性があると思うんです。その場合に伺いたいのは、この点について言いますと二つあって、どうしても地域活動団体の町内会というのと、NP 的な非営利団体というのと、別に書かなければいけないのか。この区民憲章で、それぞれのところに持つ権利とか義務というのを、違いをつくらなければいけないのかどうかという点が一つ。これは表現の問題でありますけれども、地域団体と定義がありましたけれども、NP も含むような市民団体でも任意団体でも、それぞれがこうしたらいいのではないかいいのではないかなと思います。 3 ページの星取り表で、少し丸がずれていますが、これも今斎藤さんの説明にもありましたけれども、あえて議論をして、区分けして書く必要がある理由を明確にする必要があります。

もう一つは、これはキーワードだからいいんですが、そうした団体にどういう権利を持たせるか、あるいはそれをどういうふうに義務づけるのか。これもそうした任意の団体、つくること自体がある意味で自発的な任意のものですから、つくった以上はこうしなさいとか、こういうことができますよというのをどこまで書くのかというのは、少し普通の自然人の区民の権利義務とは違うのではないかなという気がしまして、これは法律の文章を書くときに、「努めなければならない」といったものになる気もします。その辺の書き分けになるのかもしれませんけれども、そこのところが少しどうなっているのかなという気がします。

さらにもう一つ、疑問について言わせていただきますと、区民という概念自体が、やはり住民 登録して税金を払っている人と、働きに来ている人と、そこは区別しないで同じ区民でいいのか なというところですね。特にこれを見ますと、区内に集う人というのは一体何なのか。それに税 金払っている人と同じ権利を認めるんですかという議論が出てくるかと思うんです。その辺について小委員会でご議論があったのかどうか、そういう観点から少し整理をお願いします。

名方委員 最初の点なんですけれども、先生のおっしゃるとおりなんですが、実はこれをやれ ということで、いろいろ各資料をいただきました。新潟であるとか北海道であるとか、市のいろ いろなのを見たんです。そうしたら向こうは本当に、今おっしゃるように、市民なんですよ。市 民がみんなでやろうと。それでやっているから非常に言い方も自然ですし。

僕も不思議に思ったんですけれども、もともとこれはこういう区民憲章ができたり、執行機関の方がつくられたときに分かれていたんです、はっきりと。それは文京区の実態じゃないかなと思うんです。文京区の実態がそうなんですよ。要するに、活動団体としての町会なんかはあるけれども、市民の団体がないんですよ。もちろんノイジーマイノリティとしての人たちはいますよ。だけど本当に我々もリスクを持ってやるという人たちは、文京区の場合は残念ながら少ないです。これは三鷹とか武蔵野なんかと比べても違います。

それから思ったのは、今回新潟にたまたま冬に行っていて、柏崎市とか見るとすばらしいんですよ。テレビではどんどんコマーシャルして、みんな市民が出てきて町で市長と一緒に話し合いながらやっているわけです。だからもう実質的にもう市民参加が文京区よりはるかに進んでいるところはいっぱい出ている。

だからこそそれでさっきの議論になるんですけれども、だったら今の現状としてはやはりどうするんですかと。町会をもっと育てるのも一つですよね。でも町会を育てると、何か上意下達みたいな感じで、青少年何とか会に入ってくださいと。言っている人もしょうがないから出ると。どちらかというと年齢構成が高い方が。やっていることはやっていることですごくりっぱなことをやっているんだけれども、では文京区全体のことを考えたら、やはりあえて分けてやった方がいいんじゃないかという一つの議論があったのかなと思ったので、僕はそれに乗ったのが一つ。

2番目の件は、僕は前から言っているように、区民よりも市民の方がいいだろうというのは、 そういう意味では、あえて今回いろいろな地区のを見ましたけれども、住民ということもあるけれども、納税義務というのが一番メインなんだから。これは実はそこの部分も、9ページに書きましたけれども、このぐらいのことは入れていいのかなという、9ページの区民の責務。区民は、行政サービスを享受する以上、行政サービスを維持するための納税等、各自の役割において義務を果たさなければならないとぐらいのことは入れないと、結局、ではだれでこの町ができているのかといえば、やはりそれは税金を納めている方が一番ポイントなんで、そういうことを言うべきかなと思ったんであえて言ったんですけれども。

その後半の部分の議論をやろうと思ったら、ぜひ本当は今からでも遅くはないとは思いますけれども、ちょっと時間が。この辺は皆さん方は反対ですけれども、僕はそう思います。

- 森田会長 ここで余りこの議論ばかりしていて結論を出すのはいかがかと思いますので、また

そういうことを踏まえて、資料18を読んで、ご意見をいただいて、次回までに事務局の方で整理 していただいて、論点を絞っていきたいと思います。

今のところにもかかりますけれども、もう一点、この区民憲章といいましょうか、基本条例ももちろん憲法もそうなんですし、ルール一般に言えるかもしれませんが、余計なことはなるべく書かないで、簡潔に、そして意味があいまいなところはある程度残るかもしれませんけれども、こういうものについては、将来的にその意味をどう詰めていくかというのがまさに発展性につながりますから、基本原則をしっかりと決めて、ある程度、いろいろと将来発展の可能性のあるものは読み込めるような形で定めておくというのも一つの方法かなと思います。

松本委員 小委員会でも言ったんですが、今回これをやればやるほどすごく区民にとっても大 きな負担になる、「役目がありますよ」ということで、これを熱心に区のためということだけ考 えてやるようなの人はそんなにいないんじゃないかと思います。やはり何かメリットが欲しい。 何かインセンティブが働くような方法が必要ではないかというのが一つあります。その一つの方 法として、やはり行政としてはやりやすさを考えると、町会なんですよね。全体的に網羅してい るし、公平性ということで、同じように取り扱いができる。ただ町会によっては、もう本当に頑 張っているところもあれば、多分余りやっていらっしゃらないところもあるかと思うんです。区 民も、もちろん頑張っている人もいれば、そうでない人もいて、それだけ差があると思います。 その辺の行政側のやりやすさと、それから一方区民参画を発展させるためには、頑張っていると ころにインセンティブの働くような形を持っていくこと。その二つが非常に微妙に悩ましくなっ ていると思うんです。それを区民憲章である程度方向づけができないと、ただ本当に絵にかいた もちになるのではないかなと思います。少なくとも、行政から、1円でも2円でも、補助金なり お金が出ている団体に関しては、最低、透明性のため、活動内容と経理の内容をNP 程度の公 開をすることが必要だと思います。NP は行政からお金を一銭ももらっていなくても公開して いるわけですから、その辺は一つ何かのラインが入ったような形にする必要があるかと思います。 森田会長 大変貴重なご意見だと思います。それをこの団体の定義のところで書くか、あるい はむしろ区の責務の方で書くのかというのは、また書き方の問題かと思います。

その定義のところは、今お話がありました地域活動団体と非営利団体であるとか区民というところはもう少し考えてみる必要があるかと思います。まだまだ1ページや2ページのところでも大分あるのですけれども、次の2ページのところは大体、協働・協治という概念がどうかというその部分ですね。この辺についての論点というのは、何か議論しておく必要があるのでしょうか。斎藤副会長 小委員会で、この基本条例の鍵になる言葉について、再度議論して、資料第16号、17号では協働・協治と言ってみたり、協働と言ったり、新しい協働とか公共とか述べられていたものですから、そこを議論しまして、結論的には協働・協治というのでよろしいんじゃないかという方向性の一致を見たところです。今までガバナンスという最近の動向を取り込んだ上で縷々

議論してきましたので、ガバナンスというのも入れ込んだらどうなるかというので、恐らく2ページの真ん中ですね。真ん中の列の3つ目の協働・協治の定義のところにガバナンスという言葉で表される考え方として、小委員会2回目の議論を踏まえて入れられたということだと思います。

森田会長 英語でもガバナンスとは何かという議論がずっと続いているのですが、これも何となくイメージが共有できれば、それはそれなりにいろいろ発展させられるのかもしれません。

それと、3ページの先ほどの権利義務関係のところは、これは非常によく整理されていると思いますけれども、さっきの私の印象から言いますと、区民にも様々な性格があるのかなという気もしないでもありません。

斎藤副会長 そこを区民としてくくった上で、内容で幾らかメリハリをつけられるのではないかというのがその名方委員の9ページのご提案ですので、そこはまたもう少し詰めていくということだろうと思います。

森田会長 次に進めますが、4ページ4章の区の責務の部分ですが、これは文京区のアドバン テージを十分に生かしていないという難しいことが書いてあったり、地方自治の本旨があり、こ の辺もなかなか難しいところでありますが、この辺はどういうご議論をされたんでしょうか。

斎藤副会長 ここは山田委員の言われた部分でして、やはり全体の構成としては、執行部、区議会両方に共通する責務ということで、自治体政府としての役割、この区役所全体を包むような原理原則について書きましょう。その上で、16、17号で必ずしも表現されていなかったことで加えたらどうかというのは、真ん中の列にある最小の経費で最大の効果という、効率性の話で、これは自治法の2条にもそれに似た表現はあるわけですが、昨今の住民に対する説明責任をいろいる行政面で求められるという観点から、やはり基本条例である以上、これを書いたらどうかというのが山田委員の素案ということになります。

そのほかの保証役としての役割等々は、従来からの議論で出てきたところです。

それと、先ほどの論点とかかわるので申し上げますが、地域団体と非営利活動団体を分けたというのは、文京区の現状を踏まえたというのは名方委員のおっしゃるとおりなんですが、もう一つには、積極的な新しい基本条例、あるいは今後のあり方として、一般的にもこれは言われることなんですが、一般的な今の参画において、そういう地縁による団体とNP 法人等との協力とか連携というのはなかなかうまくいっていないところがある。そこを何とか新たに協働とか連携関係がつくれないか。両方ともスタンドアローンでどちらかを発展させるという、1かゼロかではなくて、その連携のためにあえて二つの団体の定義を掲げています。それとリンクしているのがここの保証役とか調整役という役割というイメージなんです。各団体の間で連携とか調整とか、あるいはネガティブな意味で言えば何か紛争が出てきたような場合に、区が出てくるという役割があるんじゃないか。そういうことです。

- 森田会長 わかりました。これをきちっと詰めていくのは大変だと思いますし、まして憲章で

書くというのは容易なことではないと思います。

第5章につきましては、先ほど言いましたように、参考意見ということですけれども、中身の 方についてはこれはよろしいでしょうか。

斎藤副会長 25ページ、26ページが藤原委員の素案に基づいてということで、ここもそんなに検討の時間はなかったです。各委員がどういうコンセプトでご担当分をまとめたかということは全章については説明いただいたんですが、それに基づいての議論というのは、3章までで時間がなくなってしまいました。

森田会長 では、これから4章以下で検討していただいてもいいわけですね。

斎藤副会長 そうですね。

名方委員 一ついいですか。4章について、山田さんがいればやろうと思ったのですけれども、4-1の、自治体政府の役割で一番最初のところ、ちょっとこれは、たしか山田さんがまた変えたんじゃないかと思うんですけれども、何か私の印象では、これが何か、上からこうあるんだよみたいな、そういう印象をすごく持ったんですね。協働・協治と言いながらも、何か自治体はこうなんだからこうやれよみたいな言い方だったんで、そこがちょっと気に入らないなというのは個人的にあったんで、一言言っておこうと。それだけです。

斎藤副会長 そうですね。いわば自治体政府が主体になってやることが、冒頭にどんと入っているということですね。資料第16号だと、相互が対等に協力する中で、自治体政府がどういう役割かなとなっています。

森田会長 素朴な質問をさせていただきたいんですが、一つは、4章のタイトルは区の責務となっていますけれども、この場合の区というのは、区民も含んだ区なのか、議会と執行機関という政府機関としての区なのかというのは、かなり重要なポイントかなという気がします。明確にする必要があるのではないかと思います。それと7章のタイトルに一般的に関わるのですけれども、ここに各主体間の調整と書いてありますけれども、この主体には区は入るんですか。というのは、区も同じ主体の一つですよというのがガバナンスという考え方ではないかなという気がするものですから。

斎藤副会長 4章は、自治体政府ですね。括弧書きで自治体政府と書いてあるバージョンもあります。まさにこの建物にある自治体政府がどういう振る舞いをするべきかということです。

7章については、対等協力という場面もにらんでいますので、各主体の中には自治体政府も入るという整理が小委員会での共通了解だったと思います。

森田会長 この4章の3で、各主体間の調整という場合のここの主体には区は入らないわけですね。

斎藤副会長 厳密に言うとそうなります。

名方委員 僕もこれはいいと思ったんですよ。だから、むしろ区が入らない方がいいんじゃな

いか。つまり、調整とか保証という言葉をどう言うかですけれども、本当にこれからは協働・協治をするなら、主体間で自らやるんだよということが起きないと、本当の協働・協治にならないよと。例えばごみを捨てるの、どうなのと区が言って出てくるんじゃなくて、そこのステークホルダーが集まって議論して、こうしましょうよとか、公園使うのでどうしようかと、そこへ集まっている人がやればいいと。区はだから公園の管理だけしているというような形じゃないかなと思うので、僕は逆に、今ご指摘があったら、明確にそうした方がいいかなと思います。

森田会長 協働・協治という理念が、それぞれ対等なパートナーシップといった場合には、区というものがそれに入るかどうかということです。その7章にしましても、各主体間の相互信頼などについては同じレベルだと思いますけれども、参画のところの区への事業提案というのは、参画の主体が、各主体の一つである区に事業提案するというとちょっとおかしなことになるわけです。その辺、厳密に言うと、憲章で書こうとしている区のまさに政府というか自治体としての区の構造というものについて、主体とその役割ということを考えたときに、やはりもう少しすっきりさせた方がいいのかなという感じがします。

松本委員 今のお話に関連して、例えばNP が主催した何かのイベントに、区が参画するということもあるのかなというふうには思いました。

それからもう一つは、森田会長がおっしゃったような、区の責務というところで、日本国憲法 も国民の責務とは言っていなかったかもしれませんが、世界の中の日本国として、やはり責任と 責務があるのではないかというようなところがあると思います。これはやはり23区の中の一つの 文京区として、東京都の中の特別区として、あるいは日本の国の文京区というような規定も必要 なのではないかという気がしました。

森田会長 その場合、日本国憲法の国というのも幾つかの意味がございまして、外国に対して 国民を含んだ日本と、戦争しないというのはその国なんですけれども、それに対して、いわゆる 政府としての国というのがあります。それも地方自治体とは違う、いわゆる中央政府としての国 という場合もあるんです。また別な意味で言いますと、国民という言い方はかなりはっきりして いますけれども、国の中には国民も含めて読めるという場合もあります。その辺はかなりあいま いです。英文の方がもうちょっとはっきりしています。

名方委員 日本国憲法の英文を見ればはっきりしている。

森田会長 もう少しはっきりしています。

そういう意味で言いますと、区とかその概念自体がきちっと整理するというのはなかなか大変だと思います。ただし、区民憲章をつくるときには、それは念頭に置いて考えないと混乱してしまうということです。

6章は、そうした点から言いますと、今度は区長さんの方の執行機関ということになりますが、 これはどこの憲章でも割合パターンが決まっているところです。特徴は出しにくいところといえ ます。

これは資料の16、17、18いずれもあまり変更のないところです。

久住幹事 6章の、6の1の2つ目のところで、行財政改革の実施というのは、なかなか他の自治基本条例ではない項目かなというような印象は受けました。18号の方では、16ページの6 - 1の四角の2つ目のところで、「健全な行財政の遂行に留意し、区民等との協働を前提とした行財政改革を行います」という、それがちょっと特徴的な部分かなというふうには思います。

斎藤副会長 恐らく山田委員の念頭には、やはり日常的な行政がやっている活動についての今後のあり方というのをある程度書き込みたいという思いがあり、協働・協治ということの中心部分とは別に、それが出てきているんだと思います。

もう一点は、小委員会の議論をちょっと咀嚼し切れていなかったなと反省するのは、先ほど名 方委員からご指摘がありましたように、調整者として区役所が出てくるというのも、必ず出てく るのではなくて、まず、各主体の間で自主的に解決できるなら自主的に行い、それをサポートす るということです。ここでの表現も必要に応じてとありますが、そこをもう少し補完的なもので あるとか、そう書くという方向もあるのかなと考えました。

森田会長 では、ここは特に論点のないところですね。

斎藤副会長 それと、執行機関ですが、長及び執行機関となっていたのを執行機関として包括的に書いて、長と職員と分けるということなんですが、自治法上の執行機関という言葉の使い方がかなり特異なので、そことのすり合わせは留保しておかないといけない。もちろん内容については全く問題はないと思いますが、自治法で使っている執行機関という言葉と、基本条例で使っている執行機関という言葉がずれてしまうとちょっと問題です。

森田会長 次に、大きな修正というか論点になりました第7章はいかがでしょうか。

ここで、主体には区も対象に含まれるという趣旨だというふうに理解したのですけれども、そういうことでしょうか。

斎藤副会長 この丸がついているところは、事務局のから、この委員会で再度検討いただきた いということでした。

久住幹事 そうです。山田委員が書いてこられた部分と、佐藤委員が書かれた部分があるんですけれども、努力規定とするか、これはできる規定なのかなというような、括弧書きでご提案をいただいた部分ですので、この辺は議論していただいて、時間等がなければ、今後18号を読み込む中で、これについてはやはりこっちの方がいいというようなご意見をいただきたいというふうに思います。その辺が一つの論点になるのかなということで事務局で整理をしてございます。

森田会長 いかがでしょうか。

名方委員 主体という言葉がたくさん出てくるんですけれども、これもガバナンスと同じでわかりにくいなというのは一つあります。だから、もちろん一般に憲章として高らかに言うときに、

具体的に言ってしまうのも一つですけれども、何かいい言葉がないかなという感想は持ったので、 もし何かお知恵を拝借できればなというのは一つ。

森田会長 私の印象だと、2ページのところにありますけれども、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者含めて区民等と言っているわけで、区役所を除く主体はみんな区民等でくくれるという、そういう定義の仕方をされたのかなというふうに読んだんですけれども。

先ほど言いましたように、それに区役所が入るかどうかというのはかなり重要な話ではないかなと思います。

斎藤副会長 ですから、区役所がやっている活動に対してどう政策提言するかとか、パブリックコメントを実施するというときには区民等でいいのでしょうが、そうではなくて、フォーラムをつくるような場合に、確かに各主体というのは固いです。これも小委員会のときのご意見で、基本条例というのはとにかく一般の区民の方に読んでもらわないといけない。それで、前文なり定義のところから、非常にややこしい内容が出てくるのはいけないというのは、非常に重要なご指摘だと思います。各主体というのも、何かよくわからないということもあるかと思います。

森田会長 そうですね、これ自体が直接権利を発生させるかどうかよくわかりませんが、いずれにしましても、これに基づいて裁判所で区に対して要求できるという根拠になるのかどうかという議論にも関連しますので、そういう意味で、厳密に書かなくてはいけないです。ただし、余り厳密に書くと、一般の方にはわかりにくいのかもしれません。逆に、余りわかりやすく書くとその辺があいまいになってしまいます。そこをどうバランスをとるかということがあります。

それと、ここにずっと並んでおりますのは、努力規定とするか、できる規定とするかというところですけれども、この辺の書き分け、ニュアンスというのもいろいろあろうかと思います。いわゆる参画したいというときに、あなたには資格はありませんとは言えないという、最小限の権利があるということに対して、権利があることがだんだん責務と裏腹になって、ところどころ積極的にという形容詞というか修飾語が見られますけれども、できるだけ参加しなければいけない。そういう形になってきます。さらに「ねばならない」までいきますと非常に強くなってしまうわけですから、そこのところの濃淡をどういうふうに位置づけるのか難しいと思います。

斎藤副会長 法律学者の感覚で言うと、今までのいろいろな法律などにおける住民についての 規定から言うと、例えば18号の20ページの意見表明手続きの最初の四角ですが、「区の政策等に 関して意見を表明するよう努めなければなりません」というのは、なかなか今まではないと思い ます。むしろ括弧書きの方の、区民が意見を表明した場合には、区の方ではその意見に対してど う対応するというような方がわかりやすいです。

森田会長 そういう書き方の方がわかりやすいかもしれません。

斎藤副会長 ただそれは法学者の感覚なので、この会議としては、やはり区民である以上、区の生活に対して少なくとも努力義務というか、「努めなさい」というぐらいの表現があってもよ

いと思います。

名方委員 私はもう大賛成です。さっき一等区民、二等区民と分けろと。そうじゃなしに。区民を二つに分ける。権利、義務ですからそのぐらいのことをやっていかないと、成り立たないと思うんです。さっきやった人に対する何かプラスアルファがなきゃいけないと。それは拍手しますだけでもいいんですけれども、やはり参画してやった人に対してはみんなで拍手する。こういうのが書いてあれば、そういうことができるじゃないですか。これはぜひ、ねばならない。きっちりマストとかハフ・トゥーとかアプリケーションとか、何かそういうふうな言葉をぜひ入れていただきたいと思います。

佐藤委員 その場合、森田先生がおっしゃるように、多分区民といった場合に、住民票がある人というのは典型的な区民だと思うんですが、一方では、集う人ということまで広げると、例えば東京ドームに野球を見にくる人はどうなるのかとか、余りにも広がってしまうので、これは後の住民投票でも問題になるところかもしれません。例えば努力義務なり責務なりにする場合でも、範囲をどこに絞って、だれにどういう努力義務なり責務をかけるかという議論をしていかないといけないのではと思います。

ただ、一方では、今回の区民憲章というのは、そんなに細かくそれぞれの義務なり責務を規定するということではないので、多少その辺は概括的になってもいいのかなというところもあると思います。

森田会長 少し理想へ向けて、強めにといいましょうか。そういう形で書くということでしょうが、やはり「表明しなければならない」とか、そういう形での書き方はかなり難しいかなという気がします。

今おっしゃったように、後楽園球場に来た人に、意見を表明するように努めなければいけない というのは、これはかなり難しい話です。

松本委員 狭い意味では、もちろん住民票がある、それから税金を払っている、払っていなく ても住んでいる、そういう形で区民の規定があるかと思うんですが、例えば多くの時間を区内で 過ごす人というのも一つあるかなと思います。

森田会長 ただ、何らかの形で「努めなければならない」というのは、努めているかどうか判断が難しいところがありますけれども盛り込むことも可能かと思います。しかし、義務づけるという場合には、やはり義務を履行していない場合には、最後は強制的にさせる仕組みを用意しておくのが法律の世界の決まりです。基本条例でそんなことまではとも思いますが、やはりただただ頑張りましょう、よくやりましょうだけでは済みません。逆に権利を保障しますと書いた場合には、仮にお金がなくても、きちっと裁判所でも認められる権利なので、保障しなくてはいけないということになります。

名方委員 余談ですけれども、きょうも石原知事の答申で出ましたよね。青少年を、深夜、親

が見ていなきゃいけないというのが出ましたよ、答申が。あれが決まっちゃうと、今でもそうですね。12歳以上は夜遅く、置いておいてはいけないんです。あれは罰則なんです、今でも。だから、それはもう基本的に対象とするのは、いわゆる不良の人たちをやるということだけれども、そうしたら、子供が夜11時以降、小学生、中学生等が勝手に動いたらだめだというふうになりますから、だんだんそういうふうに世の中の動きがなっていますので、それも踏まえて考えてもいいかなという気持ち……。

森田会長 違反した場合には、親に対してどういうふうに罰則というか、制裁を加えるわけですか。

名方委員 今12歳はたしかいけないんですね。12歳以下は家に1人で置いておいてはいけないんです。12歳以下の人を。それは法律であったんです。

斎藤副会長 保護者がいないといけないということですね。

名方委員 きょうは東京都の方の答申がそれであった。青少年の何とかというのを出して、石原都知事に答申していますよ。

斎藤副会長 それは何か勧告とか、そういうのものはあるのですか。

名方委員 罰則規定があるようです。

森田会長 大分時間もたってまいりましたけれども、そういう観点から、もう一度これを読んで、もう一度練ってみるということと、多分それぞれ分担された方と他の方のところにもチェックをしていただけると思いますが、統一的なことにつきまして、ここの考え方とここの考え方が整合しているかどうか、矛盾しているかどうか、条例として体系的なものになるかどうか、その辺については、少し事務局でご意見を整理していただくということになろうかと思います。

それと、中間のまとめ全体についての検討というテーマがございますが、これは時間が限られておりますが、事務局でまとめなどをよろしくお願いします。

久住幹事 本日の資料第18号、20号、21号を今までのような形で事務局から事前にお渡しできなかったことをおわび申し上げます。21号、や18号などを、本日、きょう見ていただきながら議論をしていただいたということも含めて、十分ご発言がまだだされていないというふうにも思います。当初は、18号全体についてご議論いただこうと思いましたけれども、全体的なご説明を申し上げて、それぞれイメージを持っていただいたかと思います。こちらの18号に、表紙と、それから例えば「はじめに」ですとか、区民の方にむけた文言がついたり、検討の経過の資料がついたりして中間の報告、まとめというような形の体裁になる、中間のまとめのベースになるものが資料18号という認識を持っていただければというふうに思います。

それで、この18号をお読みいただきまして、これはご提案なんですが、きょう15日でございますので、土曜日、日曜日を2回はさんで、1月26日の月曜日までに、電話でもファクスでもメールでも構いませんので、ご意見をいただくような形でお読みいただければありがたいなというふ

うに思います。その後、27日の火曜日から1週間程度で、斎藤先生、森田先生とご相談しながら事務局の方で調整し、中間のまとめとして、2月の次回の会議、12日を予定しておりましたけれども、その日の前に皆様方に郵送という形でご提案をし、12日に文言の整理等があればそこで確認をして出して確認していただく。18号についてはそういう形で、宿題という形で恐縮なんですが、ご検討いただければというふうに思います。

今後の大まかな日程につきましては、2月12日に、次回区民会議を持ちまして、その後事務局等で斎藤先生、森田先生にご判断いただきながら、中間のまとめとして調製をしたいと思います。この後、3月15日に、区報特集号を発行して、パブリックコメントという形で、広く区民の方にご意見を伺う機会を持ちたいと思っております。4月、1カ月の期間を設けて、5月の上旬までパブリックコメントをかけたいと思っております。それで広く区民の方の意見を伺いながら、最終報告として、もう一度それをもとにして議論をしていく。5月、6月で最終報告の検討というような形に調整ができるとありがたいなというふうに考えてございます。

それから、お手数ですが18号をおめくりいただきまして、4ページ、5ページ、前文のところで、第1案、第2案というような形で調製してあります。広く区民の方にお示しするのに、こういうような形で、複数の案を中間のまとめという形でお示しすることもよろしいのではないかというふうな印象を持ってございます。無理に一つの案ということでまとめるよりも、広く区民の方にご意見を伺って、さらにこの会議の中で、それをもとに判断をしてまとめていくということで、例えば6ページの目的のところで第1案、第2案というふうに書いてございますので、そういうふうな形で、余り一つのものに収れんすることなく提案してもいいのかなというふうに思います。

それから、最後ですけれども、19ページをちょっとご覧いただけますか。四角で囲みましたゴシックについては、これは条文の大綱といいますか、条文のイメージを示すものとなっておりますが、この下の中黒で始まる文章につきましては、皆様方の文京区政への思いですとか、文京区の自治への思いを補足するような形で熱く語っていただくというような形でも構わないのではないかなというふうに思ってございます。

例えば、ここの2つの文章ですが、ちょっと読んでみますけれども、参画が大事だということを最初の黒ポツで述べておりますが、「しかし、さまざまな状況の中で、すべての人々や団体が公的な課題の解決のために活動に積極的に参画できない場合もあります。ここで言う『参画すること』とは、具体的な行動を行うことに加え、地域の課題に関心を持つこと、地域の課題解決のために活動に参加しようと思うことも大切な『参画』だと考えます」。こういうような思いを書き込んでいくことも、一つの報告書の温かみを増しながら、区民への熱いメッセージとして調製できるのではないかなというふうに事務局では思っております。今読み上げたところがいいか悪いかも含めて、皆様方の方でご意見等いただければありがたいなというふうに思います。

今後の進め方については以上でございます。

森田会長 ありがとうございました。

ここでかなり熱い議論をしていることを、そのままある意味で伝わるような形でコメントというのがついていていいのではないかと思います。そこで意見が分かれているところは、「こういう考え方もあります。」とします。ただ、これは最初にご確認いただいたフレームのところがそうですけれども、やはり大筋の幹は変わらなくて、枝葉ではいろいろな手直しがあり得るという形でないと、やはり読まれた方も混乱すると思います。そこはご了解いただいたものと考えます。そういう意味で言いますと、こういう考え方もあって、こういうことを考えて、一応こういうものを出すというメッセージ、余り長くなるといけないのでしょうが、そういうものを中間まとめとして、それでまたご意見を聞くというのがいいのではないかと思います。

松本委員 資料もたくさん用意していただいて、私はこのレポートに感激しております。ただ、例えばきょうは、この間小委員会でまとめ切れなかった、説明できなかった、途中までだったといったことを、皆さんでしっかりとお話ができるのかと思っていたんですが、新たにこの18号のような立派なものをぼんと出していただきまして、今おっしゃったように、二つ並べて、中間のまとめはたたき台であるというのは確かにそのとおりで、それはもう大賛成なんですが、幾つかは小委員会とは大分離れたまとめ方になっているところもあるかという感じがするんです。その辺の説明をしていただけないかということがあります。

森田会長 時間は余りかける余裕はないかもしれませんけれども、大変重要なことですけれど も、最初の点で、18号で、それまでの小委員会の議論と大きく違っている点というのは、例えば どういう点でしょうか。私は小委員会には出席おりませんのでご指摘ください。

松本委員 大きく変わっているかどうかまだ確認できていない状況ですが、併用して書いてあるような形であればわかるんですが、そうじゃないのもあるような感じがしました。

久住幹事 18号で変えた部分が第1章総則です。それから第2章基本理念のところで項目の入り繰りをした方がいいということでした。それらの趣旨に沿って総則は若干変え、それから基本理念には節として、協働・協治の実現という項目を一つ大きく入れました。

3章については変えてございません。

4章、5章、6章についても、各委員からのご提案をいただいたものを載せております。

7章につきましては佐藤委員にご提案をいただいたんですが、この辺についても若干重複感が あるということで、そこでの議論を踏まえ枝葉を変え、事務局でまとめました。

ですから7章と2章、プラス1章あたりが、趣旨を含めて大きく変えたような形になっております。他のところについては、小委員会でのご意見を横引きし、もしくは前文のところでは、藤原委員から後日ご提案が合った前文を、ここに書いてある3つの言葉に沿って、若干修正をしたものを載せてあるというふうな形で整理しておりますので、後でお読みいただければ、そういう

形だなというふうにご理解いただけると思います。

もし個別にご報告をした方がよいということであれば、おいでいただければ、お話をさせていでいただきいと思います。

それから、本日欠席の方がいらっしゃいますので、その方については事務局でただ単に郵送で 資料をお送りするということではなくて、個別にご報告を申し上げるような形で意見をいただい てまいりたいというふうに考えてございます。

松本委員 例えば、個別に何か提案があったとしても、委員会で出たわけではないので、その 辺は参考意見として、載せていただけるということですか。

久住幹事 その辺は皆様方のご判断にお任せいたしたいと存じます。メールなりファクスなりお電話なりでいただいたものについて、皆様方からいただいたものはすべて公表するということで確認をしても構いませんし、次回いただいた意見の一覧ということでお出しして、この部分については公表するかどうかの確認をとるというような形にいたしましょうか。その方が議論もすっきりすると思います。

藤原委員 たしか、前回の小委員会でも、名前のついた意見は、公開の対象というのは出たと 思いますが、わかりました。

森田会長 もう一回12日に確認といいましょうか、その場でご議論いただかなければならない と思いますけれども、ただ、前に進めていくためには、残されたところに絞り込んでいかなけれ ばなりませんので、その辺はよろしくお願いいたします。

やはり前のところはこうだったということを、すべてにやっていると前に進まないという気がします。

藤原委員 2月12日の区民会議以降のことなんですけれども、18号に基づいて各人の書いた部分も含めて意見が出たら、それを全部盛り込んだのをつくるわけですよね。そしてそれを今度、区民会議でまた検討するわけですよね。その場合は、最終的には例えば名方さんの意見がいいのかその他の意見がいいのかとかそういうところまで詰めて、全条文についてやるわけですか。

森田会長 条文というか、この中間まとめのという形です。

藤原委員 まとめについて全部やるわけですか。

森田会長 一応全体をやるということです。ただしその場合に、皆さん議論してどちらとも言いがたいというときは、先ほどもございましたように、A案、B案と両方出して、区民の方のご意見を伺うと、そういうやり方をしてはどうかというのが先ほどのご提案でした。

藤原委員 ただ、どういう意見が出て、それについてここではどう思うかというのは、全部の項目についてやるわけですね、2月12日に。

森田会長 どれぐらいの量が出てくるかということもありますので、いろいろなご意見が出て、 その何人かの委員の方から意見を聞いて、事務局の方で、この意見はこういうふうにまとめられ るんじゃないかというふうにご判断されたときにはまとめていただいて、ご了承を得るということもあろうかと思います。

藤原委員 何かいつも、後半の部分がわからなかったりしり切れトンボで、次に出てくると立派にまとまっているというか、それで飛んじゃうんですよね。やはり。

森田会長 どうしても限られた時間でやっているときに、前の方で議論が活発になって、だんだんだん時間が足りなくなってきますが、一応これまでの検討で、第7章まで書いてあるところについては全く触れなかったところはなかったと思いますが。

松本委員 議会の方は余り入っていません。

藤原委員 それもそうだし、あと、前回の小委員会でも4章までしかできなかったんですよね。 それでその後、住民投票とかその他の部分はささっといって、またきょうもそこら辺はさささに なって、常に後半がさささになっているから。

森田会長 では、もう一度小委員会でその後半を詰めていただくというのはあり得るかと思いますが。

藤原委員 一度全部通してやるまで一回増やしてもいいからやりたいなという気はするんです。 森田会長 進行ばかりを急ぐつもりはございませんが、少しずつ固まったところはもう固めて いくという形でいかないと、なかなか前に進まないかなと思います。

名方委員 いや、僕も賛成なのは、やはり遅い。スピードが。むしろこれは憲章でやって、施政、もう絶対変わるんじゃなくて、おかしければ変えていけばいいわけですよ。だからそういう意味では、どんどんまとめる人がやって、それに対してきちっと意見を言うという形にしていかないともったいないと思うんですよ。これだけ、1回2,000円をもらいながら、区民以上もらっているんですから、納税者としてはもったいないということをぜひ言っておきたいんで、僕が今回見て非常によくまとめていただいていると思います。ですから、26日までにもう一回これを見て、たたき台が出たんだから議論をして、意見を言って、それを整理するという形でやっていって、なるべく早くやりましょうよ、というのが私の思いです。

森田会長 国なんかで議論するときには、ある程度議論した段階で論点を整理して、それで了解を得られた場合には、どなたかが責任を持って全体をみんな書くんです。それについてご意見を出していただくということになりますけれども、その段階になった場合にはゼロからやり直すというような意見は出していけないと、ルール違反だという形になっています。そういう意味で言いますと、そういう方向で進んできているというふうに思います。

そういうことでございますので、審議が尽きるまで何回でもというわけにはいかないと思います。

松本委員 おっしゃるとおりですし、本当に事務局がこれだけやってくれなかったらとても今 ごろどうなっていたかと思います。ただ、中間のまとめというのは、行政側の感覚でいくと最終 まとめに近いものが出るという感覚がありまして、いつも私は違和感を持っています。中間まとめはここまでというところでもいいじゃないかと。無理にまとめなくてもいいじゃないかという気もします。むしろその方が、区民の方も意見が言いやすいんじゃないか。後が大変かもしれないですけれども、そう思います。

森田会長 意見がまとまらないところは複数案出してもいいじゃないかと思います。それでそこで、いろいろな思いを少しそこにコメントとしてつけて、それを区民の方に読んでいただいて、こういう議論をしてこういうふうに意見が分かれているのか。私はそれならばこう思うという意見をできるだけ寄せていただきたい。その呼び水になるような形で出せればと思っております。確かに役所の場合には、中間報告がまとまると後は小さな修正だけというのはあるかもしれません。しかし、私は、余りそういうことは考えておりません。複数案出してご議論いただいていいのではないか。ただ、区民の方はやはり何かたたき台がないと、全くゼロベースでご意見を伺っても、かえって混乱するかなと思っているということでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

松本委員 はい。

名方委員 ついでにすみません。パブリックコメントなんですけれども、今までこうやって議論して、またそこでかなり議論が出たらどうなるの。200通ぐらい来てこんなのおかしいとわっと来るという可能性だってありますよね、今回の区民憲章について。それは今までのケースでどういう感じなんですか。ついでに知っておきたいなと思って。参考に。

久住幹事 今までのケースというよりは、この会議でどう判断するかということで構わないと いうふうに思います。そのためにこの会議があるというふうに認識しております。

森田会長 それは、ですから最終的には意見を聞いて、その意見について採択するか、取り入れるかということもここで議論して、我々の責任でもって最終報告を出すということです。

名方委員 なるほど、パブリックコメントはおもしろいですね。期待しましょう。

森田会長 投票やアンケート調査ではありませんので、まとめはこの会議の責任でやるという ものだというふうに思います。

佐藤委員 条例のタイトルなんですが、タイトルについてもまだ意見は可能ですか。

森田会長 基本条例にするか、区民憲章にするかというのも一つの論点だと思います。会議の 名称には、我々がメンバーになる前に決まっていた「区民憲章」を使っておりますけれども。

ただ、名称は最終的に我々がこういうふうな形でということで、それは尊重していただけるものだと思います。しかし、執行機関の方で法制局的なチェックがありますし、最終的には条例をお作りになる議会の方でどうお考えになるかということになると思います。それなりに執行機関と議会を説得できるような理由でこうであるということはきちっと言っておかなければならないということでございます。

では、よろしゅうございますでしょうか。大分遅くなりましたけれども、どうもありがとうご ざいました。

「閉 会」(20:45)